

# 財産債務調書の提出対象者と提出期限の改正

これまで個人の確定申告とほぼ同時に提出をしていた「財産債務調書」について、令和5年分から提出義務者と提出期限などが見直されています。概要を確認しましょう。

## 財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細を作成し、一定の期限までに税務署へ提出しなければなりません。この明細のことを「財産債務調書」といいます。

## 改正の概要

令和4年度税制改正により、令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者や提出期限などが見直されました。

### 【改正による主な相違点】

	～令和4年分(改正前)	令和5年分～(改正後)
提出義務者	確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方 ① その年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超えていること ② その年12月31日現在、その合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産 <sup>※</sup> を有すること	次のいずれかに該当する方 ① 左記(改正前)に該当する方 ② その年12月31日現在、その合計額が10億円以上の財産を有する方
提出期限	原則、翌年3月15日	原則、翌年6月30日
記載簡略	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について100万円未満であれば記載の簡略が可能	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について300万円未満であれば記載の簡略が可能 その他、預貯金なども新たに記載の一部省略が可能に

(※)有価証券、未決済信用取引など

参考: 国税庁「財産債務調書制度等の見直しについて(令和4年7月)」

## 実務上のポイント

### (1) 後倒しで作成に余裕が

作成した申告書に基づき提出基準の2,000万円超えの判断をする場合、提出期限が確定申告と同日であったことから、慌ただしい中で作成のご協力を仰ぐ場合もありました。

改正により提出期限が後倒しされたことで、今後はこのような事態が避けられます。

### (2) 申告要否や所得金額に関係なし

これまでは「確定申告不要 or 所得金額の合計額2,000万円以下 = 財産債務調書の提出不要」が常識でしたが、改正により、確定申告が不要でも、所得金額の合計額が2,000万円以下であっても、総額10億円以上の財産を有している場合には、財産債務調書の提出が必要となる点に留意しましょう。

### (3) 記載の省略が可能となる項目が拡大

家事用動産の記載省略範囲が100万円未満から300万円未満へと広がった他、預入高について1口当たりの預入高が50万円未満の預貯金は口座番号の記載だけでよいなど、記載の簡略範囲が広がっています。

財産債務調書は、提出しなかっただけの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご留意ください。